

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

告 示

○土地改良法による道営換地計画の決定（2件）……………	（農業施設管理課）	12
○土地改良法による国営換地計画の決定……………	（農業施設管理課）	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	（維持管理防災課）	12

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）……………	13
○特定調達契約に係る入札の公告……………	15

告 示

北海道告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、深川市北たどし地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和3年12月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第761号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、上富良野町東中央地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和3年12月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事

に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、士別市上士別地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和3年12月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第763号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年12月7日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

館山沢川（I-21-0390）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

函館市谷地頭町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

護国神社の沢川（Ⅰ－21－0400） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市青柳町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館谷地頭1（Ⅰ－2－15－1053） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市谷地頭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館谷地頭2（Ⅰ－2－16－1054） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市谷地頭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館谷地頭3（Ⅰ－2－605－3054） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市谷地頭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館谷地頭4（Ⅰ－2－17－1055） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市谷地頭町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館谷地頭5（Ⅰ－2－18－1056） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市谷地頭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館青柳2（Ⅰ－2－20－1058） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市青柳町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館青柳3（Ⅰ－2－21－1059） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市青柳町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	道 教 育 庁 教 育 局 告 示
	北海道教育庁空知教育局告示第113号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年12月7日

北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道奈井江商業高等学校電子計算実習室総合実践装置 一式
- 2 落札を決定した日
令和3年11月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- 4 落札金額
9,295,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年10月1日付け北海道教育庁空知教育局告示第68号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁後志教育局告示第71号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年12月7日

北海道教育庁後志教育局長 川 端 香代子

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
 - (1) A重油その1（岩内高校納入分）（1リットル当たりの単価） 42,000リットル
 - (2) A重油その2（余市紅志高校納入分）（1リットル当たりの単価） 38,000リットル
 - (3) A重油その3（倶知安高校納入分）（1リットル当たりの単価） 57,000リットル
 - (4) A重油その4（倶知安農業高校納入分）（1リットル当たりの単価） 39,000リットル
 - (5) A重油その5（蘭越高校納入分）（1リットル当たりの単価） 24,000リットル
 - (6) A重油その6（寿都高校納入分）（1リットル当たりの単価） 34,000リットル
 - (7) A重油その7（余市養護学校しりべし学園分校納入分）（1リットル当たりの単価） 15,000リットル
 - (8) A重油その8（小樽潮陵高校納入分）（1リットル当たりの単価） 89,000リットル
 - (9) A重油その9（小樽桜陽高校納入分）（1リットル当たりの単価） 38,000リットル

(10) A重油その10（小樽未来創造高校納入分）（1リットル当たりの単価）

160,000リットル

- 2 落札を決定した日
 - (1) 1の(1)から(4)まで 令和3年10月18日
 - (2) 1の(5)から(10)まで 令和3年10月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)
ア 氏 名 永井石油株式会社
イ 住 所 岩内郡岩内町字大浜2番地の1
 - (2) 1の(2)、(9)及び(10)
ア 氏 名 河辺石油株式会社
イ 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号
 - (3) 1の(3)
ア 氏 名 有限会社倶知安オイル
イ 住 所 虻田郡倶知安町北4条東1丁目1番地27
 - (4) 1の(4)
ア 氏 名 有限会社京極石油
イ 住 所 虻田郡京極町字京極553番地
 - (5) 1の(5)
ア 氏 名 楠村商事株式会社
イ 住 所 磯谷郡蘭越町昆布町377
 - (6) 1の(6)
ア 氏 名 有限会社山ヨ齊藤商店
イ 住 所 寿都郡寿都町字岩崎町92番地
 - (7) 1の(7)
ア 氏 名 有限会社名取商店
イ 住 所 寿都郡黒松内町字黒松内206番地
 - (8) 1の(8)
ア 氏 名 北海道中央食糧株式会社
イ 住 所 札幌市東区北8条東2丁目1番25号
- 4 落札金額
 - (1) 86円40銭
 - (2) 84円00銭
 - (3) 86円70銭
 - (4) 87円40銭

- (5) 87円00銭
- (6) 85円00銭
- (7) 86円00銭
- (8) 79円60銭
- (9) 86円80銭
- (10) 84円40銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年9月7日付け北海道教育庁後志教育局告示第48号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁上川教育局告示第119号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

- 令和3年12月7日
- 北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道旭川商業高等学校デジタル産業設備 一式
 - 2 落札を決定した日
令和3年11月24日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス
 - (2) 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号
 - 4 落札金額
29,678,000円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
令和3年10月29日付け北海道教育庁上川教育局告示第105号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局告示第120号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

- 令和3年12月7日
- 北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
旭川工業高等学校高速液体クロマトグラフシステム 一式
 - 2 落札を決定した日
令和3年11月24日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 北海ケミー株式会社
 - (2) 住 所 札幌市清田区美しが丘1条8丁目4番1号
 - 4 落札金額
6,160,000円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
令和3年10月25日付け北海道教育庁上川教育局告示第104号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁十勝教育局告示第63号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

- 令和3年12月7日
- 北海道教育庁十勝教育局長 村 上 由 佳
- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 学習用タブレット端末一式（Google Chrome 1） 10校 136台分
 - イ 学習用タブレット端末一式（Google Chrome 2） 1校 11台分
 - ウ 学習用タブレット端末一式（iPad） 3校 23台分
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 限 令和4年3月29日（火）
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年12月7日（火）から同月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時 令和3年12月21日（火）午前10時（送付による場合は、同月20日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所において交付する。

なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<https://www.dokyoit.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電話番号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Tablet device for learning (Google Chrome 1) 136 sets
- b Tablet device for learning (Google Chrome 2) 11 sets
- c Tablet device for learning (iPad) 23 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 21, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 20, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237